

令和2年度

島嶼会館

排水管洗浄業務

仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

1. 業務名称

令和2年度島嶼会館排水管洗浄業務

2. 業務場所

東京都港区海岸一丁目4番15号島嶼会館

3. 業務目的

排水管内部に付着した汚れを除去することにより、管閉塞を予防し、又、排水管本来の機能（排水を建物外へ円滑に排除すること）を回復させる。

4. 業務概要

水回り設備の排水枝管及び屋外汚雑排水横引主管の高圧洗浄

5. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月25日まで

6. 適用法規・基準

本業務の履行に当っては以下の各号に定める適用法令等を遵守すること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (3) 建築基準法
- (4) 建設業法
- (5) ビル衛生管理法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) その他関連法規

7. 業務内容

以下の各号に定める箇所の排水配管洗浄を実施すること。また、洗浄の工法は高圧ポンプにて加圧した水を、管内にてノズルより後方噴射させる工法とする。

- (1) 1階フロア 【厨房・フロント事務室・各トイレ（男女・多目的）・授乳室】
- (2) 2階フロア 【給湯室・トイレ（男女・多目的）】
- (3) 3階フロア 【客室（浴室・洗面）、HK室】
- (4) 4階フロア 【客室（浴室・洗面）、HK室】
- (5) 5階フロア 【客室（浴室・洗面）、HK室】
- (6) 6階フロア 【男女トイレ、男女大浴場（洗い場、洗面）】
- (7) 屋外 【汚雑排水横引主管】

8. 施工管理

- (1) 受託者は、発注者に提出し承認を受けた施工計画書その他の施工図書に基づいて施工を行うこと。
- (2) 受託者は、承認を受けた施工図書の内容について業務の実施に携わる施工者に周知徹底するとともに、それらの内容に基づいた適正な施工が行われるよう、施工を管理すること。
- (3) 施工計画書作成にあたっては、当該業務箇所について、事前に調査を行い現場の状況を十分に確認すること。
- (4) 業務場所の管理運営に支障をきたさぬよう、スケジュール調整を行うこと。

9. 施工条件

- (1) 作業時間は原則として平日の午前10:00から午後2:00とする。
- (2) 業務は低振動、低騒音での施工を原則とする。
- (3) 本業務において、業務場所の施設及び設備を汚損又は破損させた場合は、受託者の責任において原状回復させること。
- (4) 業務のために館内に入場する作業員は、現場代理人の責任において入退館手続きを行い、許可を受けること。また、これらの作業員は腕章又は名札等をはっきりわかる位置に着用すること。
- (5) 業務場所の管理運営に支障をきたさぬよう、事前に委託者と協議のうえスケジュール調整を行うこと。
- (6) 資機材の搬入出口、資機材置場及び業務用車両の駐車場等については、委託者との協議によるものとする。

10. 貸与図書等

受託者が本業務を履行するために必要な図書等を随時貸与する。ただし、これら貸与された図書等は、委託者から請求があった場合、もしくは引渡時に返還しなければならない。なお、受託者は貸与された図書等を、本業務以外の目的に使用してはならない。

11. 提出書類

受託者は、以下の各号に定める書類を提出すること。

- (1) 着手時
 - ①着手届 1部
 - ②現場代理人及び主任技術者等通知書 1部
 - ③施工計画書（作業要領書） 2部
 - ④工程表 1部
 - ⑤作業員名簿 1部

- ⑥体制表 1部
 - ⑦緊急時連絡体制表
 - ⑧その他委託者が求めるもの
- (2) 施行中
- ①作業届 1部
 - ②報告書(作業日報) 1部
 - ③その他委託者が求めるもの
- (3) 完了後
- ①完了届
 - ②報告書
 - ③施工写真
 - ④その他委託者が求めるもの

12. その他事項

- (1) 施工中に発見した異常、問題点は随時報告すること。
- (2) 施工に必要な器具、工具等は受託者の負担とする。ただし、施工に必要な範囲において、施設に付属する備品又は電気、水道等は無償で利用できるものとする。
- (3) 本業務により生じた廃棄物については、監督員の指示のあったものを除いて、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。